

余市町長選挙立候補予定者説明会の開催について

平成30年8月26日執行予定の余市町長選挙にかかる立候補予定者の説明会を次のとおり開催します。

日時：平成30年7月26日(木)午後2時～

場所：余市町役場 3階 301会議室

参集範囲：立候補予定者、推薦届出者、代理人

- ※出席者は1立候補予定者あたり、2名以内をお願いします。
- ※当日は立候補届出の諸用紙類を交付しますので、印かんをご持参ください。
- ※この説明会は、法令に基づいて開催するものではないことを申し添えます。

問合せ 余市町選挙管理委員会 ☎ 21-2134

余市町長選挙

投票日

平成30年8月26日(日)

みんなで投票

・明るい選挙!!

余市町選挙管理委員会

余市町明るい選挙推進協議会

■ 平成31年度 後志町村職員採用資格試験 ■

この試験は、後志町村職員の「一般事務職」の採用資格試験です。

受験資格 初級試験：平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

上級試験：平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

試験方法 初級試験：教養試験（高校卒業程度）及び作文試験

上級試験：教養試験（大学卒業程度）及び論文試験

試験日時 平成30年9月16日(日)（午前8時30分までに着席）

試験会場 ホテル第一会館（倶知安町南3条西2丁目）

受付期間 7月2日(月)から8月2日(木)まで

（※郵送の場合は8月2日(木)までの消印のあるもの限り受け付けます。）

申込書の請求・提出・問合せ 総務課 人事厚生グループ ☎ 21-2111
 後志町村会 ☎ 0136-22-0216
 (〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内)

【町民福祉課からのお知らせ】

～国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について～

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（＝年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

①免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

■■将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部免除(※1)	○	○(※2)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(※1) 一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納める必要があります。

(※2) 免除の承認を受けた期間および免除区分によって、反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

③免除等の申請受付

平成30年度分(平成30年7月～平成31年6月分)は7月2日(月)より申請受付を開始します。

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120
 小樽年金事務所 国民年金課 ☎ 0134-23-4236